

事務連絡  
令和5年3月17日

各 

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る  
対応について（再周知）

予防接種行政につきまして、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
定期の予防接種の実施については、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について」（令和2年3月19日付け事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い規定の接種時期に定期接種を行うことができず接種を延期されていた方が、規定の接種時期ではない時期に接種を行った場合についても、定期接種として取り扱われ得ること等を、周知してきたところです。

本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更が予定されており、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い接種を延期された方については、接種可能になった後、できる限り早期の接種が望ましいところですので、各自治体におかれては、地域の実情に応じて必要な接種が行われるよう、定期の予防接種の取扱いにご配慮いただくとともに、管内の医療機関に対し、改めて周知いただきますよう、お願いいたします。

以上